

騒音規制法施行令・振動規制法施行令の改正に伴う県民の生活環境の保全等に関する条例施行規則の改正について（圧縮機に係る規制の見直し）

1 改正の背景

令和2年12月、長野県知事より内閣府規制改革・行政改革担当大臣に対し、大型のコンプレッサー（圧縮機）について技術革新を踏まえた騒音及び振動に係る規制の見直しの要望があった。それを受けて環境省が検討した結果、圧縮機については「一定の限度を超える大きさの騒音・振動を発生しないものを環境大臣が指定することで規制対象外とする」こととされ、騒音規制法施行令及び振動規制法施行令の一部を改正する政令が令和3年12月24日に公布された（令和4年12月1日施行）。

その後、規制対象外となる機器について環境省が検討した結果、騒音規制法では「該当なし」となり、振動規制法では「圧縮方式がスクリー式である圧縮機（工場及び事業場における通常の運転状態において、当該圧縮機から5メートル離れた地点における振動が60デシベルを超えないものとみなされる圧縮機）であって環境大臣から型式指定を受けたもの」とする告示が、令和4年5月24日に発出された。

圧縮機については、本県の「県民の生活環境の保全等に関する条例」（以下「条例」という。）においても、著しい騒音又は振動を発生する施設として、同条例施行規則に規定されているため、改正に係る検討を行った。

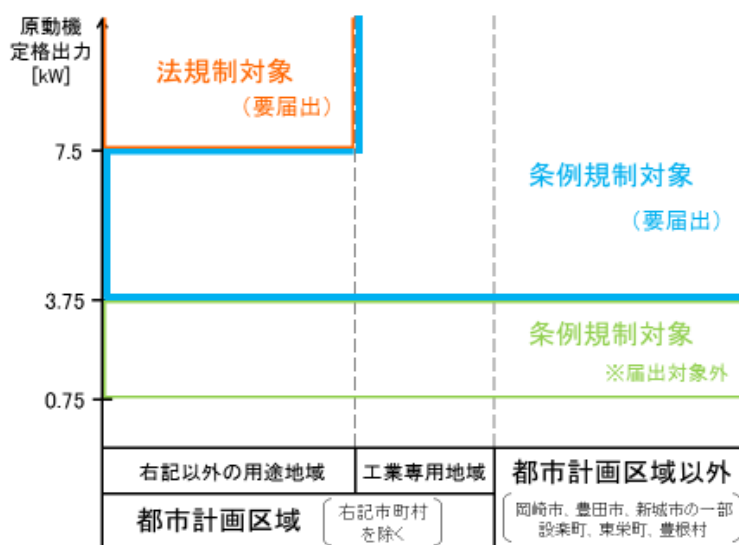
2 法・条例における圧縮機に係る振動規制（改正前）

法： 都市計画法の「工業専用地域」及び「都市計画区域以外の地域」を除く地域に設置した原動機定格出力7.5kW以上のもの

条例： 全ての地域に設置されている原動機定格出力3.75kW以上のもの（法圧縮機に該当するものを除く）

なお、届出は不要だが、原動機定格出力0.75kW以上で上記圧縮機に該当しないものも規制基準の遵守が必要。

※ 名古屋市内は県条例と同様の要件を持つ市条例を適用



3 条例施行規則改正に係る検討

(1) 定格出力 7.5kW 以上のスクリー式圧縮機

一定の限度を超える大きさの振動を発生しないものとして環境大臣から型式指定を受けて法の規制対象外となる機種は、条例においても規制対象とはしない。(令和4年1月開催の愛知県環境審議会大気・騒音振動部会にて報告済。)

(2) 定格出力 7.5kW 未満のスクリー式圧縮機

定格出力 7.5kW 未満のスクリー式圧縮機に関して、一般社団法人日本産業機械工業会(環境省検討会のオブザーバー)及び圧縮機メーカー主要7社には、スクリー式圧縮機の特徴等について、県内市町村(名古屋市除く)には、スクリー式圧縮機に係る届出状況等について、調査を実施した。その結果は、以下のとおりである。

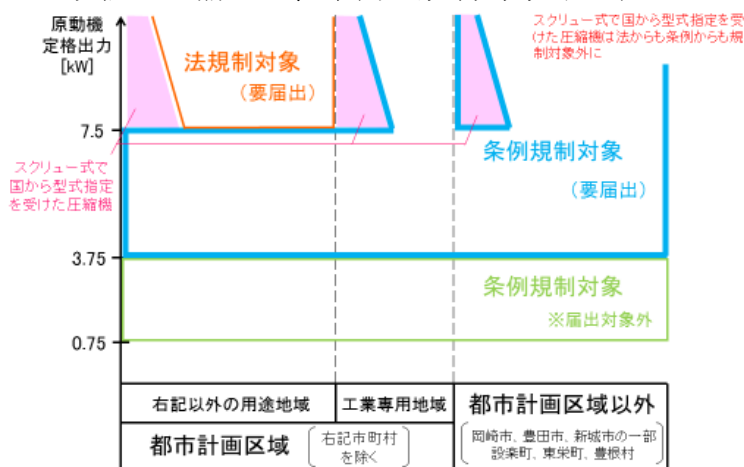
- ① スクリュー式による空気圧縮方法は、レシプロ式等の往復式に比べ、騒音・振動は小さいものの圧縮効率が低いという特徴があり、小型ではあまり採用されていない。定格出力 7.5kW 未満で、現在製造されているものは、2社・3機種のみである。
- ② 定格出力 7.5kW 未満の機種を製造している2社に実測振動値を聴取したところ、両社とも、同じシリーズであっても定格出力 7.5kW 以上の機種より定格出力 5.5kW の機種が最も高い振動値である。
- ③ 小型向けには既に圧縮効率の良い別方式(主にスクロール式・レシプロ式)が採用されている状況において、スクリー式を小型化するメリットはなく、今後新たに技術開発する予定もない。
- ④ 市町村に過去2年間における定格出力 7.5kW 未満のスクリー式圧縮機に係る条例届出の有無を確認したが、届出は1件もなかった。

以上より、7.5kW 未満のスクリー式圧縮機は、現状のまま条例の規制対象とする。

4 検討結果

当面は国が指定するスクリー式圧縮機だけを条例の対象から外すこととして、県民の生活環境の保全等に関する条例施行規則の改正を行った。

今後、定格出力 7.5kW 未満のものについて、技術革新があり一定の限度を超える大きさの振動を発生しないという根拠が揃えば、条例の規制対象外とすることを含めて改めて検討する。



5. 施行日

法施行令等の改正が令和4年12月1日に施行であるため、条例も同日付けで施行し、11月29日に公布した。